

高齢者権利擁護推進事業公募型プロポーザル実施要項

奈良県福祉保険部地域包括支援課

1 趣旨

「高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けられるとともに、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる奈良県」を実現するためには、高齢者等の「意思決定」や「権利利益の保護」が重要であり、市町村における成年後見制度の利用促進をはじめとした高齢者権利擁護支援体制を強化することを目的として本事業を実施します。

本業務の受託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定することとします。

2 業務概要

- (1) 名称
高齢者権利擁護推進事業
- (2) 委託料上限額
19,266,000円
- (3) 業務内容
別紙「高齢者権利擁護推進事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に示す内容の業務を実施していただきます。
- (4) 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 留意事項
本業務の実施については、令和8年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託料の金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合があります。
なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を請求することはできません。

3 参加資格

次に掲げる要件の全てに該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に、営業種目「Q4 検査・分析・調査業務」又は「Q7 諸サービス」で登録している者であること。
- (3) 企画提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

4 提出書類

- (1) 別紙「様式1」を表紙とする企画提案書（A4版）10部（正本1部、副本9部）
※様式は任意とするが、企画提案書には以下の内容を含むこと。なお、審査は、企画提案者の企業・団体名等を伏せて匿名で実施することから、副本には、企画提案者の企業・団体名等が判別できる記載及び用紙の使用をしないこと。
 - ① 業務遂行体制
 - ア 本委託業務を適切かつ確実に遂行するために配置する予定の人員・組織体制
 - イ 配置予定の県域コーディネーター、専門アドバイザー等業務に従事する人員の経歴、実績及び保有資格

ウ 本委託業務の実施スケジュール

② 業務実施内容

仕様書に定める業務内容に係る以下の事項を踏まえた提案をすること。

ア 市町村への現場密着支援について

(ア) 市町村の権利擁護体制整備（特に中核機関の設置及び機能強化）支援について、
具体的なスケジュールや支援内容（支援方法や支援頻度）

(イ) 支援事例の他市町村への展開方法

イ 相談窓口について

窓口の開所場所、開設日時、相談体制（対応人員等）

ウ 市町村職員向け研修について

市町村が抱える課題等を踏まえた研修会の研修計画及び研修内容とその考え方

エ 中核機関機能強化研修

成年後見制度の改正を踏まえた研修会の研修計画及び研修内容とその考え方

オ 法人後見実施団体連絡会

法人後見実施団体に対する活動支援及び連携促進方法

カ 権利擁護の担い手確保に対する支援

(ア) 担い手養成講座の実施計画

(イ) 県内市町村及び社会福祉協議会との連携

③ 個人情報保護等情報管理体制

個人情報保護などのコンプライアンス方針

※個人情報等の管理上の効果的な対策や個人情報等の保護に関する従業者への効果的な
研修対策（計画）について明記すること。

(2) 事業収支計画及び経費見積積算書

事業収支計画及び仕様書に定める業務内容ごとに支出する費目等が分かる経費見積積算
書を提出すること。

(3) 企画提案者の事業者概要が分かるもの（紹介パンフレット等）

(4) 奈良県入札参加資格審査結果通知書の写し

(5) 電子契約を希望する場合は「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」をあわせて提出す
ること

5 プロポーザルに係る質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和8年3月4日（水）午後5時まで

(2) 質問方法

別紙「質問票」（様式2）により文書（電子メール可）によることとします。

（電話又は口頭による質問は受け付けません。）

(3) 質問に対する回答

競争上の地位その他正当な権利を妨げるおそれのあるものを除き、「奈良県福祉保険部地域
包括支援課ホームページ」上に公開します。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期間及び時間

令和8年3月19日（木）正午必着

(2) 提出場所

1 2に定める場所とします。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和8年3月19日(木)正午までに到着したものに限り受け付けます。

(4) 提出書類

4に定める書類とします。

7 業務契約相手方の特定等

(1) 特定方法

企画提案書の内容をもとに、別記「高齢者権利擁護推進事業受託事業者選定に係る審査基準」に従い、県が別途設置する「高齢者権利擁護推進事業受託事業者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の審査を経て、本業務委託契約の相手方を特定する。

(2) 審査方法

本実施要項及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、審査委員会が、審査を行い、評価点方式による順位をもとに、合議により最優秀提案者を決定します。

なお、企画提案者に対して、提案内容の質疑及び補足説明を求めため、以下によりプレゼンテーションを実施します。

① 日時

令和8年3月26日(木) (後日、企画提案者に対し時間等詳細を連絡します。)

② 留意事項

ア 時間は企画提案者1者あたり、20分(企画提案者からの説明15分、質疑応答5分)程度を予定しています。

イ プレゼンテーションへの参加者は、最大3名までとしてください。

なお、本委託業務を担当予定のスタッフは必ず参加してください。

(3) 審査結果

企画提案書類を提出された全企画提案者宛て、令和8年3月27日(金)までに通知します。

(4) 契約締結

契約締結は速やかに行うこととします。また、契約に当たっては、契約保証金の納付(契約金額の百分の十に相当する額以上)が必要となります。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項各号に該当する場合は、これを免除することがあります。

(5) 特定結果の公表

(3)の通知後速やかに、少なくとも契約期間中は、次に掲げる事項について、奈良県ホームページへの登載により公表するものとします。

① 業務名、受託者の所在地、名称、代表者氏名及び審査年月日

② 受託者、提案者ごと、評価項目ごとの評価点及び合計点(ただし、受託者以外の業者名は公表しない。)

8 失格事項

企画提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。

(1) 3 参加資格に定める要件が備わっていないとき。

(2) 企画提案書等に虚偽又は不正があったとき。

(3) 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

(4) 一以上の評価項目についての記載がなかったとき。

- (5) 委託料上限額を超える見積書が提出されたとき。
- (6) プレゼンテーションに不参加のとき。
- (7) そのほか不正な行為があったとき。

9 契約の不締結

受託事業者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、県は当該者と契約を締結しないものとします。

- (1) 受託事業者の役員等（法人にあっては非常勤も含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受託事業者の役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 受託事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 受託事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等にあたって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

10 契約の解除

契約締結後であっても、契約の相手方が9の(1)から(8)までのいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書等、提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除し受託者を変更することがあります。

また、契約を解除した場合は損害賠償義務が生じます。

11 その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 企画提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 企画提案に要する経費は、企画提案者の負担とします。
- (4) 提出された全ての書類は、返却しないものとします。ただし、本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (5) 提出された全ての書類は、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となります。
- (6) 企画提案書等の受理後の差替え及び追加又は削除は原則として認めません。

- (7) その他の定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県会計規則（平成7年3月奈良県規則第67号）及びその他の奈良県が制定する関係条例、規則等に従うものとします。

1.2 書類等提出先及び問合せ先

住 所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

担 当：奈良県 福祉保険部 地域包括支援課 長寿・包括ケア推進係

電 話：0742-27-8540